

# 障害福祉計画について

## 障害福祉計画

市町村及び都道府県は、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定める。（障害者自立支援法）

### 市町村障害福祉計画（法第 88 条）

#### ◇市町村障害福祉計画に定める事項

- ①各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ②指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ④その他、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

#### ◇その他

- ①市町村障害者計画、地域福祉計画、その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする
- ②計画を定め、又は変更しようとするときは、予め、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない

### 国の基本指針（法第 87 条）

厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める

#### ◇基本指針に定める事項

- ①障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- ②市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- ③その他、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

### 県の基本的な考え方

市町村障害福祉計画に掲げる目標量やサービス見込量及びそれに伴う社会資源整備の方向性に係る基本的考え方を示す

## 第 2 期千葉市障害福祉計画の概要

### 1 基本的理念

安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会を創る

### 2 施策展開の方向性

- (1) 地域生活を支える居宅サービスの充実
- (2) 相談支援体制の充実・強化
- (3) 地域における暮らしの場の確保
- (4) 就労支援の強化

### 3 平成 23 年度までに達成すべき目標

- (1) 地域生活への移行促進
  - ・ 福祉施設から地域生活への移行目標値は、第 1 期計画の策定時点（以下「第 1 期計画時点」という。）の施設入所者数の 1 割(80 人)以上とします。
  - ・ 受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者数(333 人)の 4.5% (150 人)が、地域生活に移行することを目指します。
- (2) 一般就労への移行促進
  - ・ 平成 23 年度中に一般就労に移行する者を第 1 期計画時点の 4 倍(44 人)以上とすることを目指します。
  - ・ 平成 23 年度までに第 1 期計画時点の福祉施設利用者のうち 2 割以上が就労移行支援事業を利用することを目指します。
    - あわせて、就労継続支援事業（A 型、B 型）の利用者のうち、3 割は就労継続支援事業（A 型）の利用を目指します。

### 4 障害福祉サービスの見込み

#### ① 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の提供

##### ■平成 23 年度の利用者数・利用量の見込

- (1) 訪問系サービス → 平成 20 年度に対し、利用者数は約 1.4 倍、利用量は約 1.7 倍と見込みます。
- (2) 日中活動系サービス → 平成 20 年度に対し、利用者数、利用量とも約 1.3 倍と見込みます。
- (3) 居住系サービス → 平成 20 年度に対し、利用者数は約 1.3 倍と見込みます。
- (4) 指定相談支援 → 68 人と見込みます。（平成 20 年度 0 人）。

### 5 地域生活支援事業の提供

#### (1) 必須事業

相談支援事業を各区で実施するほか、地域の状況やニーズに対応した事業を展開します。

#### (2) その他の事業

これまでのサービス内容と同様のサービス及び水準を維持することを基本に各種事業を実施します。

